盛岡市簡易型放射線測定器貸出要領

(平成24年2月2日環境部長決裁)

(目的)

第1 この要領は、市民等が身近な生活環境等の空間放射線量を把握するため、また、市民からの情報提供により市域の空間放射線量の状況を把握することを目的とし、市が所有する簡易型放射線測定器(以下、「測定器」という。)を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出窓口及び貸出物品)

第2 貸出窓口及び貸出物品は、別表のとおりとする。

(貸出対象者)

第3 測定器を貸し出す対象者は、市内に住所を有する個人又は市内に所在地を有する団体、法人とする。

(貸出及び返却の方法)

- 第4 測定器の貸出を希望するものは、各貸出窓口に電話等で測定器の貸出状況を確認のうえ予約し、運転免許証など本人であることを確認できる書類の写しを添付して貸出申請書(様式)を提出するものとする。なお、貸出希望日が重複した場合は、先に予約を受け付けたものを優先する。
- 2 前項による申請が適当と認められるときは、市の使用を妨げない範囲において、申請者に対して測定 器を貸し出すものとする。
- 3 貸出申請書を提出したもの(以下「申請者」という。)は、測定器を貸出窓口から直接受け取り、直接 返却するものとする。
- 4 貸出台数は、原則として1回1台とする。なお、同一申請者への連続しての貸出は認めないものとする。

(貸出期間)

第5 貸出期間は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の閉庁日を除く平日の1日以内とし、午前9時から午後4時までの間とする。ただし、町内会又は自治会からの申請については、その活動状況を勘案して土曜日、日曜日及び祝日を含む期間の貸出を認めるものとする。この場合、金曜日又は祝日の前日の午後4時以降に貸出し、月曜日又は祝日の翌日の午前9時までに返却するものとする。

(測定場所)

第6 測定器を使用して空間放射線量を測定する場所は、市内で、申請者が所有又は使用貸借する場所及び道路などの公共の場所とする。

(測定値のデータ提供)

第7 申請者は、市に対して測定器返却時に測定値等のデータ提供を行うものとする。

(料金)

第8 貸出料金は、無料とする。

(損害賠償)

第9 市は、申請者が故意又は過失により測定器を破損、汚損した場合は、申請者に対して再購入もしく は修繕にかかる費用の負担を求めることができる。

(禁止事項)

- 第10 申請者は、測定器を使用して次の行為を行ってはならない。
 - (1) 営利目的の活動を行うこと。
 - (2) 特定の個人, 政党, 宗教団体の利益に供する行為又は中傷するための行為など誤解を招くおそれのある活動を行うこと。
 - (3) 測定器を第三者に転貸すること。
- 2 申請者は、測定器の使用及び使用後の手入れについて、貸出窓口が示す注意事項により取り扱わなければならない。

(補則)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(実施期日)

第12 この要領は、平成24年2月7日から実施する。

別表 簡易型放射線測定器の貸出窓口と貸出物品

貸出窓口	連絡先	住所	貸出物品名	貸出台数
盛岡市環境部環境企画課	担当:保全係 Tel 626-3754	盛岡市若園町 2-18	環境放射線測定器 PA-1000 Radi HORIBA 製	3台
盛岡市都南総合支所	担当:地域支援係 Tel 639-9035	盛岡市津志田 14-37-2	環境放射線測定器 PA-1000 Radi HORIBA 製	1台
盛岡市 玉山総合事務所 税務住民課	担当:住民生活担当 Tel 683-3805	盛岡市玉山区渋民字泉田 360	環境放射線測定器 PA-1000 Radi HORIBA 製	2台

※貸出台数の配分は、申請状況により適宜見直しを行うものとする。